

2010年4月22日 全7頁

# 議決権行使結果の

## 臨時報告書開示

制度調査部  
横山 淳

### [要約]

- 2010年3月31日、開示府令の改正が公布された。この中に、株主総会の議決権行使結果の開示も含まれている。
- 具体的には、有価証券報告書の提出義務会社に対し、株主総会での決議事項について、その内容や賛否の得票数などを臨時報告書で開示することが定められている。
- 2010年3月31日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会から適用される。

※本稿は、2010年3月1日付レポート「議決権行使結果の臨報開示（案）」を、最終的な府令に基づいて書き改めたものである。

## 1. コーポレート・ガバナンスに関する開示府令等の改正

○2010年3月31日、『企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（内閣府令第12号）』<sup>1</sup>（以下、改正府令）が公布された。その内容は多岐にわたるが、コーポレート・ガバナンスに関連する、次のような内容が盛り込まれている。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①株式の保有状況の開示（いわゆる株式持合い開示）</li><li>②役員報酬の開示</li><li>③議決権行使結果の開示</li><li>④コーポレート・ガバナンス体制の開示</li></ul> |
|--|

○これらは、2009年6月17日、金融審議会金融分科会の「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ」が発表した報告書「上場会社等のコーポレート・ガバナンスの強化に向けて」<sup>2</sup>（以下、「スタディグループ報告書」と呼ぶ）が提言した事項のうち、2009年中に対応されなかったものである。

<sup>1</sup> 2010年3月31日付官報（号外第67号）に掲載されている。なお、新旧対照表などが金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100331-8.html>）に掲載されている。

<sup>2</sup> 金融庁のウェブサイト（[http://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20090617-1.html](http://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20090617-1.html)）に掲載されている。なお、横山淳「金融審スタディグループ報告その3（議決権行使など）」（2009年7月13日付レポート）なども参照。

○本稿では、このうち「③議決権行使結果の開示」について紹介する<sup>3</sup>。

## 2. 議決権行使結果の臨時報告書開示

### (1) 概要と経緯

○改政府令では、株主総会における議案ごとの議決権行使の結果を**臨時報告書**で開示することを求めている。これは前述のスタディグループ報告書の次のような提言を踏まえたものである。

株主に対する説明責任を果たすという観点から、上場会社等においては、各議案の議決結果について、単に可決か否決かだけでなく、賛否の票数まで公表することが適当であり、法定開示及び取引所ルールにより、ルール化が進められるべきである。

○既に「取引所ルール」については、東京証券取引所が2009年10月29日に上場会社に対して要請（「株主総会議案の議決結果の公表についてのお願ひ」）を行っている<sup>4</sup>。今回の改政府令は、「法定開示」についても同様のルールを整備することを意図したものであろう。

○なお、2010年2月12日に公表された当初案（『「企業内容等の開示に関する内閣府令（案）」等の公表について』<sup>5</sup>）からは、開示義務の対象会社（開示を行う会社）が、いわゆる上場会社などに限定されたこと（後述(2)）を除き、特に大きな変更はない。

### (2) 開示義務の対象会社

○議決権行使結果の臨時報告書開示が義務付けられるのは、有価証券報告書の提出義務会社のうち、次の①②に該当する株券の発行者（以下、上場会社等という。）と定められている（改政府令に基づく「企業内容等の開示に関する内閣府令（以下、開示府令）」19条2項9号の2、金融商品取引法24条1項1、2号など）。

①金融商品取引所に上場されている有価証券（特定上場有価証券（※）を除く）

②店頭売買有価証券（流通状況が特定上場有価証券（※）に準ずるものを除く）

（※）いわゆるプロ向け市場（TOKYO AIM）のみに上場されている有価証券のこと（金融商品取引法2条33項）。

○つまり、いわゆる上場会社が対象とされており、それ以外の会社には適用されないこととなる。これは、前記の「スタディグループ報告書」の提言が、あくまでも上場会社のコーポレート・ガバナンスに対するものであったことを受けているものと考えられる。

<sup>3</sup> 「①株式の保有状況の開示（いわゆる株式持合い開示）」については、拙稿「株式の保有状況開示（いわゆる持合い開示）」（2010年4月1日付レポート）、「②役員報酬の開示」については、拙稿「役員報酬等の開示」（2010年4月13日付レポート）参照。

<sup>4</sup> 東証のウェブサイト（[http://www.tse.or.jp/news/200910/091029\\_b.html](http://www.tse.or.jp/news/200910/091029_b.html)）に掲載されている。なお、堀内勇世「東証の総会議案の議決結果公表要請」（2009年11月2日付レポート）も参照。

<sup>5</sup> 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100212-2.html>）に掲載されている。

### (3) 臨時報告書の提出

○上場会社等は、次の場合には、遅滞なく、臨時報告書を提出することが求められている（改正府令に基づく開示府令 19 条 1 項、2 項 9 号の 2）。

#### 提出会社の株主総会において決議事項が決議された場合

○株主総会で何らかの決議が行われれば、臨時報告書の提出が必要となる。ここでいう株主総会には、定時株主総会、臨時株主総会のいずれも含まれる（『コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方』<sup>6</sup>（以下、『金融庁の考え方』）11）。また、種類株主総会も対象となる（同 32）。

○なお、臨時報告書を「遅滞なく」提出することが求められているが、この「遅滞なく」の理解について金融庁は、次のように実務的に合理的な時間内に提出すべきとの見解を示している（『金融庁の考え方』15）。

株主総会における議決権行使結果の開示に係る臨時報告書は、議決権の集計及び当該集計を踏まえた臨時報告書の作成に要する実務的に合理的な時間内に提出すれば、「遅滞なく」提出する要件を満たすと考えられます。

### (4) 開示事項

○臨時報告書に記載すべき事項は次のように定められている（改正府令に基づく開示府令 19 条 2 項 9 号の 2 イ～ニ）。

- ① 株主総会が開催された年月日
- ② 決議事項の内容
- ③ 決議事項（役員の選任・解任に関する決議事項である場合は、その選任・解任の対象とする者ごとの決議事項）に対する
  - a. 賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数
  - b. 決議事項が可決されるための要件
  - c. 決議の結果
- ④ 前記③の議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数（※）の一部を加算しなかった場合には、その理由

（※）株主の代理人による代理行使に係る議決権の数及びいわゆる書面・電磁的方法による議決権行使（会社法 311 条 2 項、312 条 3 項）による議決権の数を含む。

○前記②「決議事項の内容」としては、次のように基本的には議題（例えば「定款一部変更の件」、「剰余金の処分の件」など）を記載するが、他の議題と区別がつかなくなる場合は、明確に区別ができるように記載すべきとの見解が示されている（『金融庁の考え方』16、なお 31 も参照）。

「当該決議事項の内容」（開示府令第 19 条第 2 項第 9 号の 2 ロ）は、臨時報告書が対象とする株主総会のどの議案に係る議決権行使結果であるのかを明らかにする趣旨で記載するものです。そこで、基本的には議題を記載することになると考えられますが、議題の記載だけでは他の議題と区別がつかなくなる場合には、当該他の議題と明

<sup>6</sup> 金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/21/sonota/20100331-8/00.pdf>）に掲載されている。

確に区別ができる記載を行うことが必要です。例えば、複数の候補者に係る取締役選任議案を一つの議題にまとめている場合、取締役選任の件であることに加えて候補者の氏名を記載する必要があります。

○前記③a では、単にそれぞれの決議事項の可決・否決だけではなく、その得票数（議決権の数）の開示が要求されている。役員を選解任議案については、候補者ごとに得票数を記載することが求められる<sup>7</sup>。

○前記③b について、「決議事項が可決されるための要件」も記載することが求められている。その具体的な記載方法について、次のように必要な定足数や賛成数を記載する必要があると説明されている（『金融庁の考え方』17）。

「当該決議事項が可決されるための要件」として、定足数及び議案の成立に必要な賛成数に関する要件を記載する必要があると考えられます。例えば、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数といった記載をすることが考えられます。……以下、略……

○言い換えれば、単に「普通決議」や「特別決議」と記載するだけでは不十分だということであろう。

○加えて、前記③c では「決議の結果」の開示が求められている。「決議の結果」としては、具体的に次の事項を記載するものとされている。（「企業内容等の開示に関する留意事項について」（以下、企業内容等開示ガイドライン）24の5-30）。

◇決議事項が決議されたか否か

◇（可決・否決の根拠となる）賛成又は反対の意思の表示に係る議決権数の割合

○つまり、各決議について、前記③a の「得票数」に加えて「得票割合」も記載することが求められる。言い換えれば、決議の「得票割合」を算定するための分母となる議決権数も集計する必要があるものと考えられる（『金融庁の考え方』18参照）。

○なお、金融庁は、実務上、次のような取扱いも容認するものとしている（『金融庁の考え方』191）。

（コメントの概要）「議決権の割合」とあるが、この割合算出のための分母については、前日までの議決権行使と「当日出席株主のすべての議決権」（いわゆる途中退場を勘案しない趣旨）の合計とする取扱いも可能との理解でよい。

（金融庁の考え方）ご理解のとおりであると考えられます。

○即ち、株主総会に出席した株主の中には、採決前に途中退場した者もいる可能性がある。こうした途中退場の株主の議決権は、厳密に考えれば、決議の「得票割合」の分母からは除外すべきという

<sup>7</sup> 実際の開示事例では、候補者ごとの得票数は明示せず、最少得票と最多得票をレンジで開示したり、最少得票のみを開示したりする事例が確認できる。改政府令の下では、こうしたレンジや概数による開示ではなく、「会社が確認した数及び割合を開示する」ことが求められる（『金融庁の考え方』19）。ただし、今回の開示府令の改正は、あくまでも開示に関する規制であり、株主総会当日の採決方法に変更を加えるものではないと説明されている（『金融庁の考え方』9）。従って、例えば、株主総会の実務運営で見られる一括審議採決などの手法が制限される訳ではないものと考えられる。

ことになるだろう<sup>8</sup>。同様の問題は、株主総会の途中から入場した株主についても起こり得る。更に、採決の途中で株主の入退場をどのように処理するかといった問題も考えられる。

- 金融庁は、こうした実務上の問題にも配慮して、途中退場等に伴う修正・調整なしに「前日までの議決権行使」プラス「当日出席株主のすべての議決権」を分母として「得票割合」の計算をして構わないとの見解を示したものであろう。
- 前記④では、出席株主の議決権の数の一部を加算しなかった場合に、その理由の記載が求められている。これは前述のスタディグループ報告書が、「総会前日までに把握した賛否の票数についての開示を求めることでも十分に意義ある開示になり得る」と指摘していることを受けたものと考えられる（『金融庁の考え方』14 参照）。
- つまり、株主総会当日の行使分の集計を行うとなると実務負担が大きくなることや、議決権の大半は株主総会前日までに書面や電磁的方法によって行使されていることなどを踏まえて、書面などを通じた議決権行使により、前日までに大勢が判明している場合には、当日行使分の集計までは必ずしも行っていないという実務慣行があるとされている<sup>9</sup>。
- 今回の改政府令は、こうした実務慣行を容認する代わりに、その理由を開示することを求める趣旨と考えられる。この場合、具体的には次のような理由開示がなされることが想定されているようである（『金融庁の考え方』8）。

……前略……臨時報告書に、当該議決権数の一部を賛成、反対又は棄権の議決権数に算入しなかった理由（例えば、事前行使分及び株主総会に出席した大株主分の集計により可決要件を満たし、会社法に則って決議が成立したものととして議決権の一部を集計しなかった等）の記載を求めることとしました……以下略……

（※）下線は筆者による。

## (5) ケース・スタディ

- 金融庁は、『金融庁の考え方』の中で、パブリック・コメントに寄せられた質問に回答する形で、具体的に想定されるいくつかの事例について、その開示上の取扱いに関する見解を明らかにしている。以下、そのうち、主なものを紹介する。

### ① 定足数を満たさなかった場合

- 株主総会において決議に必要とされる議決権数を有する株主が出席（又は事前行使）せず、決議のための定足数が満たされないということも、理論上、起こり得る。この場合の開示方法について、金融庁は次のような見解を示している（『金融庁の考え方』17）。

……前略……定足数を満たさなかった場合は、開示府令第19条第2項第9号の2ハに定める「当該決議の結果」として、定足数を満たさなかったために可決もされなかった旨を記載することになると考えられます。

<sup>8</sup> 谷野耕司「当日当方にも対応！議決権行使結果開示の実務」（『ビジネス法務』2010年5月号）pp. 59-60。

<sup>9</sup> もちろん、賛否が拮抗して、当日行使分を集計しなければ決議結果が判明しない場合は、可決・否決の結果を判断するためには、（開示義務の有無とは関係なく）そもそも集計が必要となる。そのような場合には、当日行使分も集計した結果の開示を求めたとしてもそれほど大きな負担になるとは考えにくいだろう。

## ②修正動議

- 株主総会の当日に「動議形式の株主提案（株主総会場で議案を提案するという形の株主提案権）」が行われる場合がある<sup>10</sup>。
- これは会社法で定められている株主の権利であるが、いわゆる上場会社を前提とすれば、①その株主が議決権を行使することができる事項、かつ②その株主総会の目的である事項に限定されている（会社法 304 条）。そのため、事前に行われる株主提案と異なり、通常、既に提案されている議案（原案）に対する修正という形で出されることが多く、「修正動議」と呼ばれることもある。
- また、「修正動議」が出された場合、株主総会実務上、原案を先に採決した上で、原案が賛成多数で可決された場合に、そのことをもって、（その原案と両立しない）「修正動議」は否決されたとみなし、個別の採決を行う必要はないとの理解が一般的である<sup>11</sup>。
- こうした「修正動議」についても、その決議結果を臨時報告書で開示する必要があるのかが問題となる。この点について、金融庁は次のように述べて、従来の「修正動議」の採決の要否・方法を変更する必要はないものの、事情に応じて臨時報告書における何らかの開示が必要となる可能性があるとしている<sup>12</sup>（『金融庁の考え方』27）。

会社法に則って行われる修正動議の採決の要否及び方法を開示府令が変更するものではありません。修正動議の場合における臨時報告書の具体的な記載内容は採決に関わる事情により異なると考えられますが、いずれにしろ会社法に則って行われた決議結果を開示することが必要になると考えられます。

## ③手続的動議

- 株主総会においては、前記②の「修正動議」のほか、議事進行など手続に関する動議（いわゆる手続的動議）が出される場合がある。
- こうした手続的動議について、金融庁は次のように開示対象に含まれないとの見解を示している（『金融庁の考え方』28）。

（コメントの概要）議長不信任等に関する動議（いわゆる手続的動議）に対する決議は、開示府令第19 条第2 項第9 号の2 柱書に定める「決議」に含まれないとの理解でよい。

（金融庁の考え方）手続的動議は「決議」に含まれないと考えられます。

<sup>10</sup> 「動議形式の株主提案」については、堀内勇世「6月の動議形式株主提案の事例」（2009年7月1日付レポート）、同「8月の動議形式株主提案の事例」（2009年9月1日付レポート）など参照。

<sup>11</sup> 久保利英明・中西敏和「新しい株主総会のすべて」（2007年、商事法務）p. 214 など。

<sup>12</sup> 具体的な開示方法は定かではないが、例えば、前述の原案が賛成多数で可決されたことをもって「修正動議」は否決されたとみなした場合、臨時報告書には原案についての賛成数、反対数、決議結果など必要な情報を開示した上で、参考情報として、原案に対する修正動議があった旨、修正動議の内容、原案の可決をもって修正動議は（採決を行わずに）否決されたと取り扱ったことなどを記載するといった方法等が考えられるかもしれない。

### 3. 施行日

- 今回の改政府令は、一部を除き 2010 年 3 月 31 日から施行されている（改政府令附則 1 条）。
- 議決権行使結果の開示については、2010 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度（3 月決算会社の場合、2010 年 3 月期）に係る定時株主総会から適用することとされている（改政府令附則 2 条 1 項、『金融庁の考え方』8）。